

専門委員会及び保護林管理委員会における主な意見(保全管理計画)

1. 第1回専門委員会における主な意見（平成30年8月7日開催）

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
やんばる森林生態系保護地域の利用のあり方	<p>利用による環境への影響をモニタリングし、その結果を評価してアドバイスする仕組みを作る必要がある。</p>	<p>【採択】</p> <p>「モニタリング調査等」(16 ページ6 行目～) に以下のとおり記述。 森林生態系保全のために必要なモニタリング調査等を定期的実施するものとする。モニタリング調査等の計画及び結果は保護林管理委員会において検討し、適切な保護・管理を行うために活用することとする。また、モニタリング調査等の結果については、関係機関等と広く情報共有を図り、順応的管理を行うものとする。</p> <p>【略】</p> <p>なお、具体的な調査事項は次のとおりである。</p> <p>【略】</p> <p>(4)利用実態に関する調査(利用者数、利用目的、利用方法、利用場所、植生への影響評価等)</p>
	<p>森林生態系保護地域なので、厳正に自然の価値を守るとするのが基本的なスタンスであって、利用したいという希望があれば、希望者側から保全計画を含めた事業計画を提示させればいいのか。</p>	<p>【採択】</p> <p>まずは、利用ルールの周知を図ることが重要であり、その中で利用希望者が利用可能かどうか判断できない場合には、森林管理署に相談するよう示すこととする。</p> <p>「利用ルールの周知」(15 ページ19 行目～) に以下のとおり記述。 利用者が森林生態系保護地域の保存地区・保全利用地区の位置や利用ルールを容易に把握できるよう国有林内の管理道入口に看板・標識等の設置を行うほか、関係機関と連携して効果的な周知を行うものとする。</p>

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
		<p>(保全利用地区の歩道等以外の場所の利用を希望する場合)</p> <p>「その他のエリアについて」(15 ページ7行目～)に以下のとおり記述。 やんばる森林生態系保護地域の設定趣旨及び保護・管理に関する基本的事項の考え方に照らし、原則として利用の対象としないこととする。 ただし、伝統文化の継承や地域振興の観点から、地域に根ざした社会的要請等特別の事情がある場合には、管轄する森林管理署と協議の上、希少野生動植物等自然環境に影響及ぼさないことを確認できる場合に限り利用できるものとする。</p> <p>「調査・研究目的による利用」(15 ページ14行目～)に以下のとおり記述。 調査・研究目的の入林については、管轄する森林管理署長の許可を得るものとする。 【略】</p>
やんばる森林生態系保護地域保全管理計画の記述の追加・変更	希少種・固有種に特化せず、生態系自体の管理について記述する方がやんばるには適しているのではないか。	<p>【採択】</p> <p>「生態系全体に関する事項」(12 ページ3行目～)に以下のとおり記述。 沖縄島北部は、数多くの希少種・固有種を含む野生動植物種が生息・生育しており、その中には、外来種の侵入、人為的な影響などによってその存続が脅かされている種もある。森林生態系は多様な動植物相の相互関係のバランスによって維持されているため、絶滅のおそれのある種や希少種を保全するだけでなく、多様な種から構成されている自然度の高い原生的な森林生態系を全体として保全していくことが重要である。 また、沖縄島北部の森林地域は、希少種、固有種が生息している中で、森林ツーリズムなど新たな森林利用が見られるなど、森林生態系の保全とその特徴を活かした利用の両立が求められる地域がある。このため、地域のステークホルダーや関係行政機関を含めた合意形成が重要である。</p>

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
	<p>保全利用地区（バッファゾーン）を取り囲む道路が密猟・盗掘のアプローチになっているので、その管理についても記述すべき。</p>	<p>【採択】</p> <p>公道及び民有林林道については、林野庁は道路管理者ではないため道路の管理について記述することはできないが、密猟・盗掘を防止するため監視活動等を行うこととする。</p> <p>「希少種・固有種に関する事項」（12 ページ 13 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>沖縄島北部には、国内希少野生動植物種や国の天然記念物等に指定されているオキナワトゲネズミやヤンバルテナガコガネをはじめとする貴重な野生動植物種が数多く生息・生育しているが、密猟、盗掘・盗採、ロードキル等により、これら動植物の存続が脅かされている。</p> <p>このため、以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>【略】</p> <p>ウ 希少野生動植物の密猟・盗採防止</p> <p>【略】</p>
	<p>森の文化や歴史を分かってもらうことが重要だと思うので、歴史的背景を記述した方がいいのではないか。</p>	<p>【採択】</p> <p>「利用状況」（8 ページ 32 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>また、沖縄島北部地域の各集落では、現在、伝統的イノシシ猟などは殆ど行われていないが、今も使われている拝所、御嶽（信仰における祭祀を行う施設）のほか、猪垣（かつて農作物からイノシシ被害を防ぐため作られた構造物）、藍壺（藍染めの藍を発酵させる構造物）、炭焼き窯の跡など昔の生活遺構があり、地域の歴史・文化的資源としてこれらに着目し集落散策ツアーなどの観光資源として利用する動きも広がりつつある。</p> <p>「歴史的背景」（9 ページ 7 行目～）の項目を追加（記述略）。</p>

論点	主な意見	保安全管理計画(案)への反映状況
	<p>リュウキュウマツ林は面積が大きく、景観的な価値もあるので、その取扱いについて記述して欲しい。</p>	<p>【採択】</p> <p>「リュウキュウマツ林及び松くい虫被害」(13 ページ 27 行目～)に以下とおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>したがって、リュウキュウマツは在来種であること、杣山制度に由来する歴史的経緯・価値を有する可能性があることを考慮し、自然の推移に委ね、自然植生への積極的な復元措置は行わないこととし、当該林分の生育状況についてモニタリングし、順応的管理を進めつつ、潜在自然植生など天然林への遷移過程を維持することとする。</p> <p>【略】</p> <p>やんばる地域の国有林野内においても被害が見られたため、周辺の森林への被害のまん延防止や公益的機能の適切な発揮のため伐倒駆除等を実施しており、今後も民有林と連携して松くい虫防除対策を継続することが重要である。</p>
	<p>未返還地だが、30、32、33林班あたりはやんばるの重要なコアとなる場所なので、将来的に世界遺産にしたい旨を記述して欲しい。</p>	<p>【不採択】</p> <p>訓練場を含む米軍施設は日米安全保障条約に基づくものであり、本計画の中で将来的取り扱いについて記述することは困難である。</p>
	<p>北部訓練場では米軍が独自の保護対策を実施しているので、米軍との連携や情報共有についても記述すべき。</p>	<p>【不採択】</p> <p>林野庁と米軍との連携や情報共有については、防衛省等の関係機関にも相談の上、対応を検討したい。</p> <p>なお、北部訓練場における自然環境保全については、日本政府と米国政府との間に基本的協力合意書(2016年12月7日付け覚書)が存在しており、外来種対策を中心に日米間で継続的に意見交換が行われていると承知している。</p>

論点	主な意見	保安全管理計画(案)への反映状況
やんばる森林生態系保護地域の保安全管理に係る課題	それぞれの課題に誰が対応するのか明らかにすべき。	<p>【採択】</p> <p>本計画は九州森林管理局が作成するものであり、基本的に局（沖縄署を含む）が取り組むことを記述することになる。なお、局以外の取組が必要な場合には、それぞれの課題について、関係機関と連携・協力して対応する旨を記述した。</p> <p>「保安全管理の考え方と重点事項」（10 ページ 8 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>このため、現地の実態に応じた必要な施策について、関係機関等との連携を図りつつ実施するものとする。</p>
	オーバーユースや希少種等のモニタリング手法の確立も課題として挙げるべき。	<p>【不採択】</p> <p>オーバーユースや希少種等のモニタリング手法の確立については、林野庁の所掌事務ではないことから、記述しないこととした。なお、本意見については、関係機関に伝えることとする。</p>
	車やバイクがやんばるのコアエリアに入ってきた時に情報収集できる仕組みが必要である。	<p>【採択】</p> <p>利用ルールの周知を図るとともに、関係機関等との情報共有に努めることとする。</p> <p>「利用ルールの周知」（15 ページ 19 行目～）に以下のとおり記述。 利用者が森林生態系保護地域の保存地区・保全利用地区の位置や利用ルールを容易に把握できるよう国有林内の管理道入口に看板・標識等の設置を行うほか、関係機関と連携して効果的な周知を行うものとする。</p> <p>「関係機関等との連携」（16 ページ 26 行目～）に以下のとおり記述。 地域に根ざした保全・利用等の活動を行っている関係機関等との連携を深め、情報共有、課題の整理を行うなど、可能な限り正確な科学的データを基に合意形成に努めながら順応的管理を行うものとする。</p>

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
	<p>利用に関する各村からの要望→課題の抽出→課題への対応というプロセスについて記述して欲しい。</p>	<p>【採択】</p> <p>「利用に関する事項」(14 ページ 15 行目～) に以下のとおり記述。</p> <p>やんばる森林生態系保護地域は、レクリエーション活動、環境教育活動、商業的活動、調査研究活動など幅広く利用される可能性があり、利用者が増加するとオーバーユースによる森林生態系の劣化が懸念される。一方、国頭村では、「国頭村観光振興基本計画」の下で自然資源等を保全しながら活用する取組が進められている。これら地域の施策等も注視しつつ、森林生態系地域における上記活動による影響の防止措置を講じるとともに、既に劣化が生じている場合には、森林生態系の維持・回復に努めるとともに普及啓発や利用ルールの確立など、関係機関と連携して保護と利用の調整を図るものとする。</p>

2. 第1回保護林管理委員会における主な意見（平成30年8月24日開催）

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
<p>やんばる森林生態系保護地域保全管理計画の記述の追加・変更</p>	<p>保存地区（コアゾーン）に隣接する勅令貸付地では、保存地区に対するバッファ効果を勘案しながら森林施業を行うことを明記して欲しい。</p>	<p>【採択】</p> <p>「勅令貸付地に関する事項」(11 ページ 5 行目～) の項目を追加し、以下のとおり記述。</p> <p>森林生態系保護地域に外接する勅令貸付地については、当該保護林の保全に十分配慮した管理経営が行われるよう、貸付先である沖縄県と十分に調整を図るものとする。</p>

3. 第2回専門委員会における主な意見（平成30年10月29日開催）

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
やんばる森林生態系保護地域の保全管理に係る課題	返還地内で廃棄物等が発見された場合への対応を記述すべき。	<p>【採択】</p> <p>「不法投棄等への対策」（13ページの19行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>なお、北部訓練場返還地内の残留物については、既に沖縄防衛局が軍事訓練に起因する環境汚染を取り除く支障除去措置を終えており、今後、廃棄物等が新たに発見された場合は関係機関と協議し適切に対応することとする。</p>

4. 第2回保護林管理委員会における主な意見（平成30年11月28日開催）

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
<p>やんばる森林生態系保護地域の利用のあり方</p>	<p>森林生態系保護地域内では木材生産はしないことを明記して欲しい。</p>	<p>【採択】</p> <p>「保全利用地区」（10 ページ 24 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>ア 天然林については保存地区と同様とし、人工林については自然災害や病虫害対策のほかは特段の森林施業は行わず、自然の推移に委ね、将来的には天然林への移行を図るものとする。</p>
<p>やんばる森林生態系保護地域保全管理計画の記述の追加・変更</p>	<p>魚類だけでなく甲殻類についても記述して欲しい。</p>	<p>【採択】</p> <p>従前の項目「魚類」を「魚類及び甲殻類」（6 ページ 15 行目～）とし、以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>甲殻類は、沖縄島全体で 33 種が確認されているが、最近の研究から、純淡水種のサワガニ類で環境省レッドリスト掲載種の 4 種（アラモトサワガニ（VU）、サカモトサワガニ（NT）、オキナワオオサワガニ（VU）、ヒメユリサワガニ（CR+EN））が、琉球列島形成に伴う島嶼隔離により、種分化が進んだ固有種であることが明らかとなった。このほか、各河川の中流域から下流域にかけては、ヒラテテナガエビ、ミナミテナガエビなどのテナガエビ類、ヒメヌマエビなどのヌマエビ類が生息しており、海との繋がりが必要な両側回遊性の種もある。上記魚類や甲殻類等の生息域としての溪流河川は、上流域から海まで垂直に繋がる区域でもあり、多様かつ希少生物の生息環境として重要である。</p>

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
	<p>雲霧帯と溪流帯の環境は気候的特徴によって区分された生態系として重要なので、植物相だけでなく動物相についても記述すべき。</p>	<p>【採択】</p> <p>従前の項目「雲霧帯と溪流帯の植物相」を「雲霧帯と溪流帯の生物相」(7 ページ 5 行目～)とし、以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>また、陸水域を生息・繁殖域とする動物として、オキナワイシカワガエル等の両生類、既述した陸水性魚類、サワガニ類、テナガエビ類等の甲殻類などが生息し、IUCN や環境省のレッドリスト掲載種も多く、固有で希少な動植物が多数見られる生態系であり、代償される環境がないため、極めて脆弱で特殊な生態系として重要である。</p> <p>【略】</p>
	<p>全体のバランスを考え「対象地の概要」をもう少しコンパクトにすべき。特に「歴史的背景」の量が多すぎる。</p>	<p>【採択】</p> <p>「動物相」(4 ページ 33 行目～)に環境省レッドリストのみ記述し、他のレッドリストは削除した。</p> <p>「利用状況」(8 ページ 32 行目～)及び「歴史的背景」(9 ページ 7 行目～)の記述内容を簡潔にした。</p>
	<p>「森林の再生力が高いことから、希少種・固有種の生息・生育と林業利用が両立してきた」との記述は総合的に検証したものがあるのか、そうでなければ、厳密に追及したり、さらに検証が必要である旨を記述すべき。</p>	<p>【採択】</p> <p>「歴史的背景」(9 ページ 7 行目～)に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>このような森林資源の荒廃と回復の歴史にあつて、主要樹種であるスダジイの萌芽再生能力の高さが、林業と生物多様性の保全の両立を可能にしたとする見方があるが、未だその立証は不十分である。今後は、科学的論拠に基づいた森林管理手法の確立が重要である。</p> <p>【略】</p>

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
	<p>特異な環境として、溪流、河川、海浜の連続性について記述して欲しい。</p>	<p>【採択】</p> <p>「保全利用地区」(10 ページ 24 行目～) に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>イ 必要に応じて草地、湿地、岩石地及び流域周辺から海に繋がる移行帯(エコトーン)等の地域に特異的な環境を保護・管理することができるものとする。</p>
	<p>松くい虫の被害を受けたリュウキュウマツに限って伐倒駆除等を行うこと、また、その後どのような天然林への移行を図るのかを明らかにすべき。</p>	<p>【採択】</p> <p>従前の項目を統合して「リュウキュウマツ林及び松くい虫被害」(13 ページ 27 行目～) とし、以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>したがって、リュウキュウマツは在来種であること、杣山制度に由来する歴史的経緯・価値を有する可能性があることを考慮し、自然の推移に委ね、自然植生への積極的な復元措置は行わないこととし、当該林分の生育状況についてモニタリングし、順応的管理を進めつつ、天然林への遷移過程を維持することとする。</p> <p>【略】</p> <p>やんばる地域の国有林野内においても被害が見られたため、周辺の森林への被害のまん延防止や公益的機能の適切な発揮のため伐倒駆除等を実施しており、今後も民有林と連携して松くい虫防除対策を継続することが重要である。</p>

論点	主な意見	保全管理計画(案)への反映状況
やんばる森林生態系保護地域の保全管理に係る課題	<p>森林生態系保護地域は、他の保護制度（国立公園など）よりも原生林の保存にウエイトが置かれていることを記述すべき。</p>	<p>【採択】</p> <p>「生態系全体に関する事項」（12 ページ 3 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>森林生態系は多様な動植物相の相互関係のバランスによって維持されているため、絶滅のおそれのある種や希少種を保全するだけでなく、多様な種から構成されている自然度の高い原生的な森林生態系を全体として保全していくことが重要である。</p> <p>【略】</p>
	<p>希少種・固有種の位置情報は盗掘防止等の観点から原則非公表にするなど、適切な情報管理に努めると記述すべき。</p>	<p>【採択】</p> <p>「希少種・固有種に関する事項」（12 ページ 13 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>ただし、希少種・固有種の情報の取扱いについては十分に注意する。</p> <p>「情報提供・普及啓発」（16 ページ 19 行目～）以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>ただし、希少種・固有種の生息環境等の情報の取扱いについては、その影響を考慮し十分に留意するよう関係機関にも働きかけることとする。</p>

5. 第3回専門委員会における主な意見（平成31年1月17日開催）

論点	主な意見	保安全管理計画(案)への反映状況
<p>やんばる森林生態系保護地域保安全管理計画の記述の追加・変更</p>	<p>「はじめに」の中に「海岸域から山頂部に連なる」という記述が、また、「雲霧帯と溪流帯の生物相」の中に「上流域から海まで連続して繋がる」という記述があるが、保護林は海までは繋がってないため「海岸域」「海」は河口域に変更すべき。</p>	<p>【不採択】</p> <p>「はじめに」及び「雲霧帯と溪流帯の生物相」における当該記述は、保護林の区域を検討する際の観点について述べたものであり、保護林内に限定されたものではないことから、このままとしたい。</p> <p>「河口域」は汽水域にとどまるイメージがあり、検討の際の観点と異なる。</p>
	<p>「希少野生動植物の密猟・盗採防止」に関しては、生息・生育状況が、密猟等の痕跡の把握と密猟等を発見したときの対応を分けて記述して欲しい。</p>	<p>【採択】</p> <p>「希少種・固有種に関する事項」（12 ページ 13 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>植物は、主に国内希少野生動植物種であるクニガミトンボソウや特定国内希少野生動植物種であるオキナワセッコク等について、動物は、主にヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネ等について、これらの生息・生育状況をモニタリング調査等によって把握する。また、密猟等の痕跡を発見した場合や未然防止を図るため、関係機関との連携を一層密にして、情報連絡や巡視等を行うこととし、必要に応じて希少種保護の普及啓発活動、生息環境の改善・回復を図るため森林整備等保全のための対策を実施する。</p> <p>【略】</p>